

令和7年度 物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金

越谷市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業者の負担緩和と経営体質の強化のため、省エネルギー化、省コスト化及び効率化・高収益を目的とした設備等の導入や更新を行う場合に、その経費の一部を助成します。

1. 申請受付期間

令和7年（2025年）4月14日（月）～令和7年（2025年）4月25日（金）

※上記期間内にご申請できる方は、令和5年度に同補助金の交付を受けたことがない方のみとなります。また、予算額を上回る申請があった場合は抽選になります。

※受付期間終了後、予算額に達していなければ、令和5年度に同補助金の交付を受けたことがある方も含め、追加で受付を行います。受付時期や受付方法等については、5月上旬頃に市ホームページ等でお知らせいたします。

2. 補助対象者

次に掲げる要件を全て満たす方

- （1）市内に事業所を所有し、又は賃借し、かつ、当該事業所において事業を営んでいる中小企業者※
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でない方
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により許可又は届出を要する事業者でない方
- （4）申請日時点で事業を開始しており、補助金の交付を受けた後も引き続き事業を継続する意思がある方
- （5）市税の滞納がない方

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第5項に規定する特定事業者

3. 補助対象事業・対象設備（※市内の事業所において導入や更新を行う設備が対象）

次の①～③のいずれかに該当し、下記対象設備に該当する事業

①省エネルギー化に資する設備の導入・更新

②省コスト化に資する設備の導入・更新

③効率化・高収益に資する設備の導入・更新

－事業実施期間－

交付決定後から、
令和7年（2025年）12月19日（金）までに
導入・更新する設備が対象

対象設備

- | | | | |
|--|---|-----------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 高効率空調 | ☐ 産業ヒートポンプ | ☐ 業務用給湯器 | ☐ 高性能ボイラ |
| ☐ 高効率コージェネレーション | ☐ 低炭素工業炉 | ☐ 変圧器 | ☐ 冷凍冷蔵設備 |
| ☐ 産業用モータ | ☐ LED照明器具 | ☐ 工作機械 | ☐ プラスチック加工機械 |
| ☐ プレス機械 | ☐ 印刷機械 | ☐ ダイカストマシン | ☐ 生産工程の自動化 |
| ☐ ロボットの導入 | ☐ AIやIoT等の技術を活用したシステムの導入 | ☐ その他 | |

※国や地方公共団体等（当市含む）の公的機関における他の補助金等を併用する事業は対象外です。

4. 補助率・補助限度額

< 補 助 率 > 補助対象経費の2/3以内の額（千円未満切捨て）

< 補助限度額 > 200万円

※補助金の交付は、1事業者につき同年度内1回限りです。

5. 補助対象経費

補助対象経費	内 容
機械器具費	当該事業の遂行に必要な機械装置又は器具の導入に要する経費 （例：購入費、据付・設置工事費、運搬費、処分費等）
システム導入費	当該事業の遂行に必要なシステム等の導入に要する経費 （例：生産管理システム、会計システム及び遠隔操作システムの導入費等）
外注費・委託費	当該事業の遂行に必要で、かつ、自ら実行することが困難な業務の一部を第三者に外注・委託するために支払われる経費

補助対象外経費

- ①補助対象経費に係る消費税及び地方消費税
- ②補助金の交付決定前に、実施、発注又は契約を締結したもの
- ③既存設備の改良や改修に要する経費
- ④中古品の購入費
- ⑤設備のリース又はレンタルに要する経費
- ⑥割賦販売等による導入や更新の場合（ただし、事業実施期間内に支払等が完了するものを除く）
- ⑦事務用品等の消耗品費
- ⑧設備の保守料及び保険料
- ⑨パソコン、タブレット、プリンタ、コピー機及び車両等の汎用性の高い設備の購入費
（ただし、パソコン、タブレット、プリンタ及びコピー機については、システムの導入と併せて必須の場合で、事業の遂行に必要と認められる場合を除く）
- ⑩家庭用と共用する設備
- ⑪通信費等の間接経費
- ⑫販売等を目的とした経費
- ⑬社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- ⑭補助事業の目的に合致しないもの
- ⑮必要な経理書類（領収書等）を用意できないもの
- ⑯上記に掲げるものの他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

◆補助対象経費についてご不明点がある場合は経済振興課へお問い合わせください◆

6. 申請書の提出について

下記提出書類を、電子申請、郵送又は経済振興課窓口のいずれかにより提出してください。

◆申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

※電子申請は土日でも申請可能です。

※郵送は期間内消印有効です。

※窓口受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土日は除く）。

※ご提出いただいた書類等は返却出来ません。



市ホームページ

提出書類	
(1)	物価高騰対策中小企業設備導入等支援補助金交付申請書（第1号様式）
(2)	事業計画書（添付書類①）
(3)	交付申請額の算出基礎資料（添付書類②）
(4)	導入・更新設備の見積書の写し
(5)	設備導入・更新前の写真（写真台紙(添付書類③)に貼り付け）
(6)	導入・更新設備の取扱説明書又はカタログ等
(7)	事業実態の確認書類 <u>【法人】</u> ①登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書で発行から3カ月以内のもの）の写し ②直近の確定申告書（決算書）の写し※ ※決算期を一度も迎えていない場合は、月別の売上を示した帳簿類の写し <u>【個人】</u> ①本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民票等）の写し ②開業届の写し※ ※税務署受付印が押印されているもの又はイータックスでの申請の場合は「受信通知」の写しも必要 ③令和6年分確定申告書B別表一、令和6年分所得税青色申告決算書（一般用）又は令和6年分収支内訳書（一般用）の写し※ ※決算期を一度も迎えていない場合は、月別の売上を示した帳簿類の写し

※市税の滞納がないことを要件としていることから、本市において滞納がないことを確認できない場合は、市税の完納を証明する書類の提出を求められます。

7. 申請書提出から振込みまでの流れ

申請書提出	申請受付期間内に、申請書や事業計画書等を経済振興課へ提出。
↓	
書類審査	申請受付期間終了後、申請内容等の確認を行い、補助対象事業者を決定します。 ※予算額を上回る申請があった場合は抽選を実施します。
↓	
交付決定 (不交付決定)	5月中旬頃、交付決定通知又は不交付決定通知を送付します。
↓	
事業実施	事業実施期間は、交付決定日～令和7年(2025年)12月19日(金)までとなります。事業の実施及び経費の支払等は必ず期間内に完了してください。
↓	
実績報告	実績報告書に必要書類を添付して提出。 ※事業実施が確認できる成果品、領収書や写真等をご提出いただきますので、確実に記録・保管をしてください。(必要な書類を用意できないものについては、補助対象経費となりませんのでご注意ください)
↓	
確定通知	適正に事業が行われていることが確認出来次第、確定通知書を送付します。 ※現地確認を行う場合があります。
↓	
請求・振込み	請求書提出後、指定された口座に補助金を交付します。

8. 注意事項

- (1) 補助事業が完了した後においても、必要に応じて事業遂行状況等について報告していただくことがあります。
- (2) 以下のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また、補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還していただきます。
 - ①偽り或其他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき
 - ②補助金を他の用途に使用したとき
 - ③その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき
- (3) 補助事業により取得した、取得価格等が50万円(税抜き)以上の機械器具を5年が経過する前に処分しようとするときは、市長の承認を受けなければなりません。
- (4) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、かつ、補助事業の完了日の属する会計年度の翌会計年度から5年間は保存しておかなければなりません。

9. お問い合わせ・提出先

越谷市環境経済部経済振興課 中小企業支援担当

住所：〒343-8501

越谷市越ヶ谷4-2-1 (越谷市役所第三庁舎4階)

電話：048-967-4680 (直通) FAX：048-963-9175